

ふぐ加工製品取扱廃止届 審査基準

【事務の根拠等】

東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条第六項

届出者が、ふぐ加工製品の取扱いを廃止したときは、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

【届出様式】

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第十八条第六項

条例第十七条第六項の規定により廃止の届出をしようとする者は、別記第十九号様式によるふぐ加工製品取扱廃止届に届出済票を添えて、知事に提出しなければならない。

参考条項

条例第十二条

ふぐ取扱所を経営しようとする者は、ふぐ取扱所ごとに、次に掲げる事項について知事の認証を受けなければならない。

- 一 ふぐ取扱所の名称及び所在地
- 二 専任のふぐ調理師(専ら当該ふぐ取扱所において、ふぐの取扱いに従事するふぐ調理師をいう。以下同じ。)の氏名

条例第十七条第一項

ふぐ加工製品の取扱い(第十二条の規定により認証されたふぐ取扱所以外の場所で行うものであつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)
- 二 ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする施設(以下「加工製品取扱施設」という。)の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

条例第十七条第二項

知事は、前項の規定による届出があつたときは、届出者に対し、規則で定める届出済票を交付するとともに、第十七条の三に規定するふぐ加工製品の取扱いを行う者が遵守すべき事項その他ふぐ加工製品の取扱いに関し必要な事項について理解させるよう、説明を行うものとする。

条例第十七条の三

ふぐ加工製品の取扱いを行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 届出済票を加工製品取扱施設の見やすい場所に掲示すること。
- 二 容器包装に入れられ、次条の規定による表示がされたふぐ加工製品を使用すること。
- 三 ふぐ加工製品の仕入等に関する記録の作成及び保管をすること。
- 四 届出済票を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項

条例第十八条

ふぐ加工製品を販売しようとする者は、当該ふぐ加工製品を容器包装に入れ、規則に定めるところにより、容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい箇所に表示しなければならない。ただし、ふぐ調理師間で販売を行う場合又は食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業を行う者が設備を設けてその場で客に飲食をさせる場合は、この限りでない。

規則第十一条第一号

内臓を除去し、皮をいたもの(以下「身欠きふぐ」という。)及び分離したままの形態の精巣(以下単に「精巣」という。)

規則第十一条第二号

ふぐ刺身、ふぐそう菜その他そのまま食用に供されるもの及びふぐちり材料その他加熱等の調理を行い食用に供されるもの

規則第十八条第一項

条例第十七条第一項のふぐ取扱所以外の場所で行うものであつて、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第十一条第一号に掲げるものの販売又は販売の用に供するための貯蔵、加工若しくは調理
- 二 第十一条第二号に掲げるものの販売の用に供するための加工又は調理

規則第十八条第三項

条例第十七条第二項の届出済票(以下「届出済票」という。)は、別記第十七号の二様式によるふぐ加工製品取扱届出済票による。

食品衛生法施行令第三十五条第一号

飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)

食品衛生法施行令第三十五条第二号

喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)

第19号様式(第18条関係)

年　月　日

殿

住　所

届出者 (ふりがな)

氏　名

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

ふぐ加工製品取扱廃止届

ふぐ加工製品の取扱いを廃止したので、東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

加工製品取扱施設 の　名　称	
加工製品取扱施設 の　所　在　地	

添付書類 ふぐ加工製品取扱届出済票

(日本産業規格A列4番)

第17号の2様式(第18条関係)

第 号

ふぐ加工製品取扱届出済票

年 月 日

東 京 都

下記の施設において、東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第1項の規定によるふぐ加工製品の取扱いの届出がされていることを証します。

記

届 出 者 氏 名	
加 工 製 品 取 扱 施 設 の 名 称	
加 工 製 品 取 扱 施 設 の 所 在 地	

取扱品目 「ふぐ加工製品に限る。」

(注意事項)

未処理のふぐは取り扱うことができません。

(日本産業規格 A列4番)